

平成23年度事業評価検討書集

内 容

事業評価実施の方針'11

社協事業評価検討報告（総括）

総合相談機能の発揮 p 1

必要とされる社会福祉分野別の生活支援システムづくり p 2

市民活動・当事者活動の応援 p 3

専門職集団としての事務局強化 p 4

事業評価検討項目進行管理表(計画実施2年次)

84事業103項目 (p 5~p13)

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会

平成23年度 社協事業評価検討報告（総括）

総合相談機能の発揮

主たる担当部署：地域福祉推進センター

相談情報基地としての機能や他業種・他機関の応援、協働等の発揮により、本市における社協活動の価値を高める取り組みを活動計画に掲げている。

総合相談の窓口としては本年9月より、これまでの総務グループ、地域ケア・権利擁護センター、ボランティアセンターを一本化し、市民のための福祉総合相談及び活動支援部門として地域福祉推進センターとして、センターのいずれの職員も相談対応できる体制とした。

前期の取り組みとして精神保健・発達障害分野における相談機関間ネットワーク会議の展開、各分野における相談業務、カンファレンスによる関係機関間の相互理解促進、また共に学びあえる機会としての地域ネットワーク勉強会の開催については一定の取り組みができた。特に発達障害支援ネットワークは昨年度後期に発足し、途中大震災による中断期間もあったが、市内の福祉・保健・教育行政と社協の4者による発達障害児支援関係機関連絡会として現在も継続している。今後は年3回程度の会議開催を定着させ、発達障害ニーズの抽出と機関同士のネットワーク強化を図っていく。

ただ本年度においても、市民から寄せられる相談は生活困窮に関する相談が全体の半数以上にのぼっており、茨城県社協の実施する生活福祉資金の貸付相談において、特に東日本大震災による一時的な生活困窮者への貸付や、求職者を対象とした総合支援資金貸付の対応に終始する状況があった。

後期の取り組みについても、生活困窮世帯に対する相談援助が主となってくることが想定され、生活福祉資金貸付については、重要事項説明書の整備によってどの職員が対応しても同じ関わりができるように職員間で共通認識を図る。

また求職者向けの支援施策を実施する機関間のネットワーク会議の準備を進めるために、実施機関を調べ、相談者が適切な機関につながる関係づくりを構築していくための準備を進める。

必要とされる社会福祉分野別の生活支援システムづくり

主たる担当部署：地域福祉推進センター・在宅福祉サービスセンター

上半期においては、経済情勢の悪化による雇用率の低下や、東日本大震災による被災者救済の特例資金等の貸付相談件数が激増し、その対応に終始した感があり社協業務の主要部分である新たな福祉課題への取り組みは厳しい状況であった。

精神障害者支援分野における顕在化された生活課題については、医療機関や関係機関とのケースカンファレンスを通じて、課題解決に向けた連携・支援体制ができてきている。また専門職における訪問活動やこころの相談、集いの場としてのデイケアなど各種事業を展開していくうえで、地域住民への周知と理解促進を図っていく。更に複数の課題を抱えた困難ケースの増加等も見込まれるため、分野を超えた関係機関間の連携を図るとともに、顕在化されていない課題の早期発見、早期解決を視野に入れた情報の共有化を図っていくことが求められている。

発達障害児の早期発見・早期療育支援については、療育者研修修了者のネットワークづくりやフォローアップ研修を通じた援助者支援を、今後も継続的に展開。昨年より発足した発達障害児支援関係機関連絡会の動きに合わせ支援を充実させていく。

成年期発達障害、知的障害支援分野における専門機関間の連携はまだ不十分であり、これからネットワーク構築に向けたアプローチを強化していく段階にある。今後も研修会や講演会の開催、情報交換会等を通じた情報収集や実態把握を行い、当事者の会やその家族、関係機関と連携を図りながら社協の果たすべき役割を確認していく必要がある。

在宅福祉サービスの提供に関しては、東日本大震災の被害を受け福祉作業所施設が使用困難となり、デイサービスセンターの一部で仮運営を行うなどの対応を求められた。指定管理部門を含めた全体的な福祉サービスの供給は、若干減少傾向にはあるものの概ね目標は達成されている。引き続き社会資源が充足するまでのミニマムサービスとしての居宅介護支援、ホームヘルプサービスの提供、デイサービスについては指定管理の期間、安全配慮、善管注意義務を果たす適正な運営に努めていく。

二次評価において拡充または方向転換が検討された事項

-4.1 生活福祉資金事業の適正運営（積極的実施）

- ・茨城県社会福祉協議会が実施主体となる生活福祉資金貸付事業については、借入相談、申請受付業務を担っているが、地域福祉の枠のなかでの中長期的な世帯更正から直面する経済的困窮状況への直接救済へとシフトし、相談件数が激増。職員間の制度理解とスムーズな相談対応をするため重要事項説明書等を整備。また県社協との連携のあり方についても検討を要する。

東日本大震災は、突然直面した市民生活の危機的状況に対して社協が果たすべき使命は何かを確認する契機になった。本会では平成21年12月に「災害ボランティアセンター立ち上げマニュアル」を整備。災害の種類・規模にあわせ「支援すべき対象者と支援の範囲、ボランティアの協力を得て実施すべき分野」が事前に明確化されていたことで、市災害対策本部との適切な連携のもとでの災害ボランティアセンター設置となり、以後の運営もスムーズに行うことが出来た。

災害ボランティアセンターには多くの市民活動が結集し、400件の活動に対して延べ457名のボランティアが参加。本会にとっても、新たな活動者の開拓や、市内の様々な支援団体との連携が促進されるなど、「つながりづくり」の専門機関としての自身の役割を再認識する契機となった。立ち上げマニュアルについては今後実際面をふまえ見直しを図るとともに、今回生まれた新しい繋がりや、市民活動意欲の高まりを大切に、「福祉増進」のパートナーとして新たな関係をつくり、それぞれの取り組みを応援していくことが、これからの社協の役割となる。

具体的な応援策としては、金銭的な支援から情報提供、組織化、ネットワークづくりの支援への転換を目指し、具体的にはボランティアサークル助成制度の見直し等を図ってきた。組織化・ネットワーク支援は、特に同じ目的や生活課題を持つ方同士がつながりあい、活動場所の開拓や、課題を社会化していけるような側面的支援を、これまで同様継続する。そのために必要な情報は出来るだけ多く把握しておくとともに、これらの活動や生活課題について、一人でも多くの市民の理解と協力を得られるよう、広報や勉強会等の機会を多く確保していく。

また、新たな活動者を増やすための講座開催は、必要な活動分野別に実施する専門講座、小中学校や企業等への福祉教育出前講座、講座修了者へのフォローアップなどを総合的に捉え、市民ニーズに照らし今実施すべき内容を見極めた上で、効果的な実践を目指す。

一方、ボランティア同士の交流、市民全体への啓発を目的として実施してきた「ふれ愛フェスティバル」「ボランティア集会」「福祉感謝会」といった大きな事業は整理・統合の必要性が増大している。各事業とも新しい開催形態を検討し、市民活動の啓発・交流をより効果的に促進できる事業へ転換していく。

二次評価において拡充または方向転換が検討された事項

-1.4 ふれ愛フェスティバルの開催（要見直し）

- ・過去20回開催イベントの目的は達成。協力ボランティアの意見もふまえ継続検討としていたが、震災により検討が中断し事業費の確保も困難に。24年度以降の開催形態については白紙の状態から、ボランティアセンター運営委員会を中心に検討する。

-1.7 福祉専門講座・ボランティア養成講座開催（積極的実施）

- ・前期は震災の影響で十分に実施できなかった。後期から次年度にかけ講座開催の計画を立て直し、新しいボランティアニーズを創り出すための講座を企画する。
- ・災害ボランティア講座(集い)と夏のボランティア講座は内容を精査し、計画的に実施する。

-2.1 わくわくサロンの積極的展開（積極的実施）

- ・目標としていた新規サロン設置には至らず。既存サロン間の交流会等サロン運営に関する側面支援と活動PRについては着実に実施。今後も継続する。
- ・新規サロン設立に向けては、サロンづくりの意味を理解してもらえる取り組みから活動リーダーの発掘、新規設立に向けた具体的説明と活動場所・活動資金確保のための支援、リーダー達のモチベーションを高める研修や情報交換などを段階的に用意し、戦略的に実施する。

専門職集団としての事務局強化

主たる担当部署：本所地域福祉推進センター

上記、を有効に機能させ、具体的な事業戦略を打ち出していけるよう、事務局職員の知識・技術・意識の向上を掲げ、昨年度よりその展開を図るとともに、並行して事務局基盤の整備、かつ社会福祉法人としての適正な意志決定、財務・予算執行、法令遵守に努めてきた。

職員の専門職種化に関しては、事務局職員全員の国家資格取得促進と、各職員が身に付けた専門性を、どう実践に反映させていくかに取り組んできた。具体的には、事務局内の地域福祉推進部門を細分化せず「地域福祉推進センター」として包括し、専門職を結集させることで、相談支援体制の量・質の強化、ネットワークのある事業推進体制への転換をはかった。また、課題であった事務局職員の給与体系についても一定の改正をはかり、社協事務局職員は国家資格を保有するソーシャルワーカーを標準とすることを、内外に対し明らかにすることができた。今後は各部門の個々の職員の力量向上と、組織力を高めることによる問題解決機能の強化に取り組む。

社協基盤整備のもう一つの大きな柱である「活動財源の確保」は、前年度より課題としてきたが、東日本大震災の影響でさらに深刻なものとなっている。市からの補助金は減少し、財政調整積立金も大部分を整理した。今後も緊縮した財政の中で、当面の事業継続責任を果たしていかなければならない。社協会費や共同募金などの自主財源も、実績は減少傾向にあるが、社協に対する理解と協力、社協事業を支える財源として、ますます貴重なものになる。市民への説明責任はこれからも重要になり、また会費、募金の募集形態も、市民の意志を出来るだけ尊重できる形への転換を検討しなければならない。

二次評価において拡充または方向転換が検討された事項

-3.3 生活福祉資金調査委員会（要見直し）

- ・後期に第1回目の会議を開催予定。
- ・21年度の生活福祉資金制度改正により、貸付申請の審査における市町村社協生活福祉資金調査委員会の設置義務は無くなっている。貸付や償還状況の報告は理事会でも可能。本委員会を、委員会組織として維持継続していくことの必要性を検討する時期にある。

-4.2 情報公開の充実（積極的推進）

- ・「ボランティアセンターマガジン」を8月に創刊。「かみす社協ニュース」は、本会事業を紹介するのみではなく、他の機関・その機能についても住民に伝え、必要な人が必要な支援にたどり着けるような役割を果たす。
- ・後期に社協ホームページのリニューアルを実施。

-5.4 会員会費制の充実（積極的推進）

- ・行政区への協力の負担の限度を見極めながら、今後も協力を依頼していく。
- ・ホームページや、社協ニュースの広報を充実し、情報発信を強化していき、社協理解者をふやすと共に加入スタイルを今後、検討していく。

-5.5 善意銀行の運営（着実実施）

- ・上半期は東日本大震災義援金（指定寄付）が急増。一般寄付金は減少。
- ・寄付金収入を、社協の先駆的事业展開のための財源と捉え、寄付の機会をできるだけ増やすとともに、具体的な活用の仕方を広く周知し、多くの市民の参加をもらえるよう努力する。

<別紙1> 神栖市社会福祉協議会 事業評価検討項目進行管理表(計画実施2年次)

基本項目	重点項目	分類	事業名	実施地域	平成23年度		第1次グループ内評価結果					事務局全体での2次評価結果		計画進行管理委員会での協議結果
					方針	第3次地域福祉活動計画と22年度評価をふまえた具体的方向	達成度	必要性	効率性	広報実施	総合評価	個票頁	検討内容・評価結果	
			総合相談機能の発揮	全域	着実実施	・細分化・専門化する各相談機関の役割や対象範囲等を把握する上で、相談機関間によるネットワークを構築し、地域の社会資源情報を共有。 ・相談者、機関から収集した情報を一元的に把握できる既存のPCデータ管理を図る。	目標以下	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・相談機関間によるネットワークは分野ごとに構築でき始めている。 ・相談対応は対応する職員の専門化により、適切な機関へ相談を繋ぐ体制を築けてきている。今後も各種相談機関の情報収集を続ける。 ・本支所それぞれ管理する情報を職員間で適切に共有。より複雑化する相談内容と潜在化ニーズを読み取る力を高め、共有化する。	着実実施	・左記取り組みと併せ、社協が福祉の総合相談窓口であることの市民周知を積極的に実施する。
総合相談機能の発揮	1.相談機関間ネットワークの構築		神栖	着実実施	・社会資源や法整備が不十分な分野の相談機関同士が各機関の役割を理解し、つながりあって当事者支援をはかる。 ・発達障害児支援の連絡会、生活相談を実施する機関間のネットワーク会議の開催を準備。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・精神保健分野のネットワークは、精神障害者地域生活支援ネットワーク会議の定期開催により、構築されつつある。 ・発達障害児支援の連絡会を定期で開催できるよう準備している。また離職等による生活困窮者の相談増から、その支援機関等を洗い出し、ネットワーク会議の開催を準備する。	着実実施	・災害時等における要援護者の所在、安否確認体制については、平時より、行政をはじめとする関係機関と十分な連携をとっておくことが必要。	
			波崎	着実実施	・様々な領域別、分野別の相談窓口やサービス提供事業所の情報を把握し、それらの機関との関係を構築することで、相談者に正確な情報提供と相談機関につながってからの適切な受入対応を促す。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・精神障害分野における各関係機関の情報の共有化、ネットワークの構築は地道ではあるが着実に前進している。他の分野においても各領域にまたがるスムーズな問題解決に向け、ケースカンファレンスを通じた協力体制の構築を図っていく。	着実実施		
		-1.1 相談機関間ネットワーク会議	神栖	着実実施	・発達障害児支援の連絡会の発足。 ・増加する生活相談に関わる相談機関間でのネットワーク構築を優先し、関係相談機関と調整をはかりながら生活相談に関するネットワーク会議の発足準備を進める。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・昨年度後期に発足した発達障害児支援連絡会を後期に準備中。 ・増え続けている生活相談も、その相談支援、借入申請手続きに追われ、生活相談の関連機関間によるネットワーク会議の開催には至っていない。この分野の社会資源を再度調べ、ネットワーク会議の発足に向けた準備を進める。	着実実施	・ケースカンファレンスを通じた関係機関間連携の強化を図る。	
			波崎	着実実施	・重要な社会資源としての様々な各種相談窓口の対象範囲や役割をお互いに理解・確認しあえるネットワーク会議を定期開催し、それぞれに寄せられる相談内容分析に基づくニーズ把握を行う。	目標以下	不変	問題なし	不十分	着実実施	・様々な生活課題に対応するための各種相談機関の連携強化が必要であるが、機関間のネットワーク会議の開催には至っていない。 ・相談等から見えてくる市民の生活課題について分析、情報の収集を進める。	着実実施		
		-1.2 各種対人援助機関の広報支援	全域	着実実施	・ひきこもり、高次脳機能障害、知的障害児家族等の当事者(支援)グループの情報を後期にホームページで紹介していく。 ・専門機関間ネットワーク会議により、各機関の役割や範囲を相互に理解できるチャートを作成。	目標通り	不変	問題なし	不十分	着実実施	・前期は鹿島病院の相談室を社協ニュースで紹介。社協ニュースの紙面増により、相談機関や当事者グループ等を紹介でき始めている。 ・テーマを定めて一定期間、同分野の機関の紹介をしていく。制度説明とあわせて相談機関を紹介。 ・ケースを通じて各機関の役割や範囲をその都度、確認していく。	着実実施		
		-1.3 地域生活支援センター	全域	着実実施	・点在する利用者情報を一元化し、情報をひとつの共有ファイルに集約して効率性を高める。 ・障害者のための地域包括支援センター的機能を発揮できるよう障害者相談支援専門員、障害程度区分認定調査員を計画的に増員。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・ケースとして関わる利用者の増加に伴い、利用者情報を個別ファイルに一元化し始め、効率を図ってきた。 ・本年度は障害者相談支援専門員研修は受講せず(5名確保)。障害程度区分認定調査員研修を2名受講(8名確保)。 ・障害者総合福祉法(仮称)施行による改正事項を押さえていく。	着実実施		
		-1.4 精神保健相談	全域	着実実施	・精神保健福祉士による相談対応を主とし、必要に応じて作業療法士と対応する形態を継続。 ・社協で相談を受けてもらえるという敷居の低さと専門職が相談に応じてくれるという安心感が相談件数増に繋がっている。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・例年並みの相談件数となっている。今後も精神保健福祉士による対応を主として、本所・支所ともに相談体制の整備が必要である。 ・相談内容の特殊性をふまえ、平成24年度は波崎支所でも作業療法士に加え精神保健福祉士が相談にあたるような配置が必要。	着実実施	・事務局内6名の精神保健福祉士全員が相談対応できる体制とする。	
		-1.5 発達障害療育者への訪問相談	全域	着実実施	・まだ対象数に対して相談件数は少なく、23年度はモデル園を設定して、一定期間の関わりの中で訪問相談の活用場面や対象児童の変化をわかりやすく見せるなど、利用啓発の手法を検討する。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・一定の相談があったため、啓発の取り組みとしてのモデル園は設定せずに事業実施。 ・本年度より健康増進課の協力を得て、相談員・社協・市保健師の三者での訪問による立体的な取り組みとなった。合わせてサポート相談後に対象児の保護者相談で保護者へのフォローも可能になった。	着実実施		
		-1.6 ことばと発達の相談室	全域	着実実施	・現状の相談頻度で利用者・家族が満足しているのか、アンケートで意向を確認すると共に、多くの相談を受けられる体制づくりを検討。 ・柔軟な開設方法を検討するとともに、市が実施する「おはなしひろば」との情報共有を強化。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・後期に利用者アンケートを実施し、今後の相談室の在り方について利用者の意向調査を実施する。 ・急増する神栖の利用者は波崎の相談日の午前枠を活用し、現状では相談の需要と供給バランスを保ち、広報紙でのPRもできている。 ・今後も「おはなしひろば」との状況共有をしていく。	着実実施		
		-1.7 高齢者相談センター	波崎	着実実施	・担当圏域変更に伴う新たな実態把握。虚弱高齢者等の相談に応じ、訪問等により実施。 ・予防事業や社協事業(サロン・会食・遠足)等を通してセンターの周知を図りながら、高齢者や地域の方の身近な相談窓口となるよう努める。	目標通り	増大	問題なし	十分	着実実施	・新名簿、住基の変更の連絡や民生委員さんとの連携については課題はあるものの包括・事業所間の打ち合わせや困難ケースのケア会議を行うなど効率性は少しずつ改善されている。 ・相談窓口の周知を実施していく。	着実実施		
	-1.8 成年後見制度利用支援相談	全域	着実実施	・成年後見制度の内容や活用方法、申し立てに関する相談支援を総合相談機能の中で発揮する。 ・行政やケアマネ機関からの相談だけでなく、市民向けに相談事業のPRを展開。 ・金融機関向けに啓発チラシの配布を実施する。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・金融機関向けの制度啓発チラシを作成する。 ・相談の本質を捉え、包括支援Cの対象か相談支援事業所の対象か、日常生活自立支援事業の範疇か司法書士等法律家の介入が必要か、制度の限界を理解し、適切な機関と繋がれる機関間の信頼関係を保つ。 ・社会福祉士会の成年後見人養成講座受講修了者は4名。(2名受任)	着実実施			

<別紙1> 神栖市社会福祉協議会 事業評価検討項目進行管理表(計画実施2年次)

基本項目	重点項目	分類	事業名	実施地域	平成23年度					第1次グループ内評価結果	個票頁	事務局全体での2次評価結果		計画進行管理委員会での協議結果	
					方針	第3次地域福祉活動計画と22年度評価をふまえた具体的方向	達成度	必要性	効率性			広報実施	総合評価		検討内容・評価結果
総合相談機能の発揮	2.共に学びあえる機会の拡大と連携の強化			全域	着実実施	・地域ネットワーク勉強会を、県や市を超えた情報交換、関係機関間の相互理解の場として活用すると共に、新たな課題の発見の場とする。 ・講師人材バンクは分野を絞って順次、情報を公開。まず過去の発達・精神分野の講師を整理。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・勉強会の依頼・協力により、社協と講師が繋がるきっかけとなり、市民ニーズを把握する場となることから、勉強会については継続開催。 ・講師人材バンクについては、分野別の講師の名簿作成により、情報を整理する。	着実実施		
		-2.1	地域ネットワーク勉強会	全域	着実実施	・毎月1回の開催を継続。広報紙、HP、東総福祉MLへの投稿を活用した広報を継続。 ・当事者支援を前提としたテーマを設定し、その福祉課題にどれだけのニーズがあるのかを図れる機会として勉強会を活用していく。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・各回の参加者は減少傾向にあるが、テーマによって参加者の移り変わりが見られる。継続開催を維持しつつ、成人期の発達障害や障害者の就労支援といった新たな課題をテーマに盛り込む必要がある。 ・市民でも学べる基礎的な研修機会としても提供できるように、内容、時間帯にも変化をつける。	着実実施	・思春期、成人期発達障害者支援に関する勉強会を企画していく。	
		-2.2	講師の人材バンクシステムの構築	全域	着実実施	・100名を超える勉強会講師経験者に協力依頼 ・今後の講師依頼時にも、これからどういう形だに依頼を受けやすいかアンケートを取る。 ・23年度から発達障害、精神保健に関する人材バンクシステムを機能させる。	目標以下	減少	問題なし	必要なし	着実実施	・協力依頼、アンケート実施には至れなかったが、HP上で全ネットワークニュースのバックナンバーを閲覧できるよう整備した。 ・現時点でできる範囲で情報を整理し、各講師の理解を得た上で分野別講師名簿を作成。各分野の専門家を、市内事業所等からの求めに応じて適切に紹介、情報提供できる仕組みとして整備していく。	着実実施		
	3.カンファレンスを通じた各機関の設置目的や特徴、限界の相互理解促進			全域	着実実施	・精神・知的障害者の両地域生活ネットワーク会議を定期開催し関係支援機関連携を更に強化。 ・専門機関ネットワーク会議と併せて福祉課題を抱える当事者・家族支援の根幹となる取り組みとして実施していく。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・必要に応じてカンファレンス開催ができ関係強化が図れている。 ・知的障害域の関係機関の連携を更に強化するため、ケースを通じて各機関がそれぞれの役割を発揮できるように社協が働きかけ、社会資源の少ない分野についても課題を社会化していきながら、ソーシャルアクションにつなげる。	着実実施		
		-3.1	在宅ケアチームの組織化	全域	着実実施	・地域生活に支援の必要な方を中心とする個別援助チームを組織化する。 ・医療機関をはじめ各機関との連携のもと、緊急時も含め必要に応じて、タイムリーな会議開催を継続していく。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・必要に応じたケースカンファレンスの開催を通じ、医療機関を含めた関係機関間の連携強化を図り、もって在宅ケアチームの組織化を増進している。 ・インフォーマルサービスを含めたケアチームの組織化をしていく。	着実実施	・具体的な支援の方法、内容を市民が正しく理解できるよう広報を強化する。	
		-3.2	専門ケアチーム会議	全域	着実実施	・定期カンファレンスを通じて、社会資源の少ない精神・知的障害者支援に係る保健・医療・福祉・教育等の専門機関ネットワークを強化。ソーシャルアクションを図れる機会として継続開催していく。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・社協が会議を開催しなくても、医療機関の開催する退院カンファレンスへの参加を求められるようになってきている。 ・定期的なケースカンファレンスを通じ、関係機関間の連携強化、各々の役割を再確認していく。ケースを通じた生活課題の解決に向けて、必要に応じたソーシャルアクションをはかっていく。	着実実施		
		-3.3	提言機能の強化	全域	着実実施	・政策レベルでの福祉課題が明らかになった時に上程できるよう、会議に障がい福祉課、包括支援センター職員の出席を必須とする。 ・障害者の自立支援協議会の動きを促すケース検討の機会を作っていく。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・特に高齢者、障害者の権利擁護(成年後見制度の利用)や虐待の疑われるケースなどについて、ケア会議などの場面で果たすべき役割を持つ専門機関につなげる関わりをする。また様々な福祉課題に対する情報の収集や整理を行い、政策レベルでの福祉課題を把握したときに各担当課に上程する。	着実実施	・市高齢者計画、市障害者計画等では、社協の特徴的機能や社協活動による市民生活への貢献をしっかりと説明していく。	
	必要とされる社会福祉分野別の生活支援システムづくり				神栖	着実実施	・精神・発達・知的障害児者支援と権利擁護分野での相談機関間のネットワークを構築する。そしてその枠から漏れる福祉課題解消のために機関間による会議からの自立支援協議会への提言までをシステムとして課題解決機能を高める。	目標通り	増大	問題あり	十分	着実実施	・福祉サービスの供給は若干減少傾向にはあるがおおむね目標達成。 ・各領域の専門機関間連携はまだネットワークづくりの段階。今後は情報交換やケース検討を超えた課題共有と提言機能発揮を目指す。 ・分野別でいうと「生活福祉活動」が大半を占める状況が続き、職員体制もこの分野への対応が中心となり、新課題への対応は難しい状況。	着実実施	・特に障害者支援のための社会資源整備について、自立支援協議会等への提言など、市との連携・協働を充実させる。
	必要とされる社会福祉分野別の生活支援	1.精神障害者の地域生活支援の充実		全域	着実実施	・今だに社会資源は少ない状況だが、地域での包括的な支援を知ってもらう取り組みとして医療機関に見える形でのケア会議を継続していく。 ・取り組みの具体的内容を近隣医療機関へ定期的に訪問し情報提供する。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・本会から精神保健福祉士を障がい福祉課に派遣していることで、制度利用の入口で本会事業につなげる関わりができていく。 ・こころの相談、精神保健福祉士による訪問活動やケア会議の開催、デイケアの実施などを通じ、地域生活を支援する機関として医療機関への周知や一般市民への啓発活動につなげていく。	着実実施		
-1.1		医療機関への広報活動強化	全域	着実実施	・医療機関でのケア会議開催時以外にも、従来の相談、デイケア機能を更に有効利用してもらうため、医療機関への広報活動を強化する。 ・関係機関、行政、社協等のそれぞれの役割や守備範囲をチャートにして、各機関に配布する。	目標通り	不変	問題なし	不十分	着実実施	・医療機関でのケア会議開催が増え、医師をはじめとした病院スタッフにケース毎に必要な社協事業を紹介できていく。連携機関、社会資源を盛り込んだチャートを作成し、それぞれの役割、守備範囲についても再確認を行っていく。	着実実施			
-1.2		医療機関でのケアカンファレンス開催	全域	着実実施	・地域生活支援充実に向けた医療機関との連携強化 ・今後もできるだけ医師が参加してくれる環境をつくり、その定着化を図る。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・精神科医療機関から相談を受け、退院前後に医療機関開催のケア会議(医師同席)へ参加する機会が増えた。また主治医が参加できない場合でもPSWを介して医療情報、治療方針の共有化が図れている。 ・退院患者や通院患者が安定した地域生活を送れるよう、相談支援事業所としての関係を構築していく。	着実実施			
-1.3		精神保健福祉士の派遣	全域	着実実施	・精神保健分野のソーシャルワーカーとして、退院時の地域生活支援や在宅の精神障害者支援者間のネットワークを作る。 ・市障がい福祉課と、社協相談支援事業所とのつなぎ役となり、障害者福祉施策に貢献する。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・市障がい福祉課と、社協相談支援事業所の役割をつなぐ役として、地域の精神障害者支援の要となっており、社協にとってのメリットも大きい。 ・社協の精神保健福祉士は現在6名。今後も社協の機能や人材を活かし継続して神栖市の精神保健福祉行政に対し貢献していく。	着実実施			

<別紙1> 神栖市社会福祉協議会 事業評価検討項目進行管理表（計画実施2年次）

基本項目	重点項目	分類	事業名	実施地域	平成23年度					第1次グループ内評価結果	個票頁	事務局全体での2次評価結果		計画進行管理委員会での協議結果	
					方針	第3次地域福祉活動計画と22年度評価をふまえた具体的方向	達成度	必要性	効率性			広報実施	総合評価		検討内容・評価結果
必要とされる社会福祉分野別の生活支援システムづくり	域1 精神障害者の生活支援の充実	-1.4	精神保健デイケア	全域	着実施	・精神障害者の社会参加への足がかり的重要事業として、作業療法士との協働により週2回開催。 ・スタッフミーティングの定期開催により情報を共有する時間をつくり、支援体制を高めていく。 ・現在のデイケア事業実施要項見直しを図る。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実施	・市内唯一の精神障害デイケアとして必要性は変わらない。安定的な作業療法士の確保を目指し、関係機関との折衝を行っていく。 ・定期的に作業療法士・担当職員による会議を設け、運営面の課題等の確認・修正を図っていく。また関係機関とのカンファレンスを通じて支援を行っていく。	着実施		
			2.知的障害児者・発達障害児支援の充実	全域	着実施	・特別支援学校主催連絡会で各関係機関との連携強化。また保護者からのニーズ把握に努めボランティアや理解者とのつながり作りを支援。 ・発達障害領域は相談機関連絡会、療育者や発達障害者支援センターとの連携を強化する。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実施	・知的・発達障害者の理解促進のためには、高校生ボランティア等同年代層との交流機会は有効な手段。現在の各学校のリーダー在籍者数や活動範囲の把握をすため、PTA支部との繋がりを強化する。 ・放課後支援事業を通じ保護者と連携を図るとともに、支援者向け研修会参加や事例検討会を通じ各関係機関との連携強化を進める。	着実施		
	2	知的障害児者・発達障害児支援の充実	-2.1	養護学校児童・生徒の放課後支援事業	波崎	着実施	・波崎地域から養護学校に通う児童の放課後支援として、安全配慮義務、支援員の知識技術の向上に努めながら事業展開していく。また学校や家庭との連絡を密に出来るような体制を整えていく必要がある。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実施	・上半期の新規登録者は1名。災害時対応を含め、保護者の不安を取り除くことを念頭に置き、避難訓練や避難ルートの確認を実施した。 ・学校や家庭との連絡を密にしたことで、利用者の体調変化による特別行動への対応はスムーズにできている。新規利用者増も考えられるので、活動居室の確保など市と協議していく。	着実施	
			-2.2	知的障害者の余暇活動を支援するボランティアの発掘・育成・ネットワーク化	全域	着実施	・PTA支部活動の現状を把握し関係を強化。 ・登録ボランティアのネットワーク化を図り、支援の協力体制を確保する。また遠足やレクリエーションなどの事業を通して地域の知的障害者との交流や理解を深める機会を増やしていく。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実施	・年2回開催される鹿島養護学校での連絡会議に参画することでPTA支部活動の現状は把握できるようになった。今年度は神栖支部よりイベント時の高校生ボランティアの派遣希望を受け橋渡しを実施。今後も知的障害者との交流支援を継続していく。	着実施	
			-2.3	発達障害療育者研修終了者対象の研修会・事例検討会	全域	着実施	・発達障害児支援に関わる機関間連携の充実。教育委員会との協働により新たな展開を模索 ・これまでの発達障害療育者研修生を対象としたフォローアップ研修（全2回）、勉強会を通じて支援者ネットワークを構築。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実施	・サポート相談の体制強化を図れたことが、各ケースを通じて市内各関係機関間の連携にもつながっている。 ・フォローアップ研修を12月に開催予定。修了生のスキルアップの機会を継続的に提供する。	着実施	
			-2.4	成人期発達障害者の支援に向けた調査・研究	全域	着実施	・成人期発達障害についての講演等の企画により、ニーズの把握に努める取り組みを実施する。 ・リファーできる支援機関も少ないことから、発達障害者支援センターや就業・生活支援センターと連携しながら模索する。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実施	・成人期発達障害に関する講演会（地域ネットワーク勉強会）を後期に開催予定。参加者層を把握する機会とする。また行き場のない成人期の発達障害者はひきこもりになっているケースも考えられ、保健所管轄でひきこもり専門相談及び当事者グループの設立を掲げていることから連携を図り、社協が果たすべき役割を確認する。	着実施	・発達障害者の就労に関して支援できる社会資源が不足している。社協が取り組める範囲について中長期的に検討する。
	3	対人援助機関の権利擁護意識の向上に向けた支援と連携の充実	対人援助機関の権利擁護意識の向上に向けた支援と連携の充実		全域	着実施	・民生委員や福祉関係事業者向けの各種社会サービス理解講座、勉強会等を企画し、対人援助機関全体の権利擁護意識向上を目指す。 ・日常生活自立支援事業及び成年後見制度についてテーマ設定することを優先。	目標通り	不変	問題なし	不十分	着実施	・民協定例会、ケアマネ定例会等での制度理解をテーマとした説明の機会を確保し、権利擁護意識の向上を図っていく。また、ネットワーク勉強会など必要に応じて研修の場を提供していく。	着実施	
			-3.1	日常生活自立支援事業	全域	着実施	・市内の利用者だけを対象とする形となり、効率が改善された。 ・死亡・解約により利用者が減少傾向。包括支援センターとの連携、ケアマネ等事業所、民生委員等への支援者への啓発が急務。	目標通り	不変	問題なし	不十分	着実施	・高齢者の権利擁護に関することは包括支援センターが介入するケースが多く、包括支援センターとの相互協力・相互理解の体制を深められたことで後期に入り契約につながる相談件数が若干増加した。 ・障害者の権利擁護についても成年後見制度、本事業を含めた権利擁護の重要性について啓発活動を継続する。	着実施	
			-3.2	民生委員児童委員向けの情報提供機会や研修会	本所地域	着実施	・民協定例会での社協事業説明、精神障害者支援事業説明と、地域ネットワーク勉強会への参加の呼びかけを実施。 ・11月の民生委員改選後にも積極的に情報提供機会を持つ。	目標通り	不変	問題なし	不十分	着実施	・昨年11月の民生委員改選後は、4月に被災者向けの貸付の説明と5月に社協についての説明を実施。 ・後期は定例会で少しの時間でも事業説明などで積極的に情報提供機会を持ち、近く成年後見制度について説明する機会を持ちたい。	着実施	
	-3.3	地域包括支援センターとの連携	神栖	着実施	・成年後見制度と日常生活自立支援事業の情報提供の機会が増え、カンファレンスを通して包括支援センターとケースにあたる機会が増えている。 ・今後も後見候補人を擁すシンクタンク的な役割を継続する。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実施	・成年後見制度と日常生活自立支援事業における社協と地域包括支援センター、障がい福祉課のそれぞれの役割を理解し、ケースとの関わりの中で、果たすべき役割を発揮してもらう。 ・今後も後見候補人研修の受講修了による制度理解を深めた職員を増やしていく。	着実施			
波崎			着実施	・市地域包括支援センターと、日常生活自立支援事業や成年後見制度活用相談等を通じた連携を更に強化する。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実施	・高齢者相談センター業務の中で発見した困難ケース（認知症、虐待、多問題家族等）が増え包括主催のケア会議参加。包括支援センターの機能を充分把握し問題解決が出来るよう情報提供の方法も統一していく。	着実施				

<別紙1> 神栖市社会福祉協議会 事業評価検討項目進行管理表（計画実施2年次）

基本項目	重点項目	分類	事業名	実施地域	平成23年度					第1次グループ内評価結果	個票頁	事務局全体での2次評価結果		計画進行管理委員会での協議結果			
					方針	第3次地域福祉活動計画と22年度評価をふまえた具体的方向	達成度	必要性	効率性			広報実施	総合評価		検討内容・評価結果	次年度方針	
必要とされる社会福祉活動	4	生活福祉	-4.1 生活福祉資金貸付事業の適正運営	神栖	着実実施	・相談、申請件数とも大幅増。総合支援資金については市福祉事務所との連携が不可欠。 ・相談増に対応すべく事務局内での相談対応力の強化が必須。チャート、必要書類リストを作成し、局内(総務G)の共通理解を図る。	目標通り	不変	問題あり	十分	積極的実施	23	・「地域福祉の枠での中長期的な世帯更正」から「直面する経済的困窮状況の直接救済」へ資金の意味合いがシフト。ただし件数は激増。 ・職員の共通した制度理解と、申請手続きの効率化を図るため、重要事項説明書等の整備や他機関の支援制度の把握を行う。 ・実施主体である茨城県社協との連携のあり方について要検討。	積極的実施	・事業説明に必要な補足資料を整備し、カウンターフロアに配置された全ての福祉活動専門員が対応していける体制とする。		
			-4.2 低額診療制度の利用相談援助	全域	着実実施	・済生会病院、白十字病院の相談室職員との連携体制のもと、適切な対応に努める。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施			・済生会病院、白十字病院の相談室職員との連携が構築できており、相談者の事前情報を相互にやりとりできている。今後も適切な対応に努める。 ・申請における調査意見書作成において地元民生委員の協力を得られるよう、制度について説明機会を持つ。	着実実施		
			-4.3 行路人支援事業の利用相談援助	全域	着実実施	・市福祉事務所との連携、共通理解のもと、適切な対応に努める。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施				・22年度5件、23年度2件(9/30現在)。夜間・休日の対応はなし。 ・1回の支援は基本500円だが、上限2,000円を超えない範囲とする。 ・夜間・休日は市(社会福祉課)による対応となるため、行政との連携のもとで適切な対応をしていく。	着実実施	
			-4.4 緊急生活支援事業の利用相談援助	全域	着実実施	・市福祉事務所との連携、共通理解のもと、適切な対応に努める。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施				・21年度221件、22年度113件、今年度前期は35件(いずれも本所・支所合算の対応件数)と減少傾向にある。引き続き福祉事務所、民生委員との連携によって必要に応じて事業実施する。 ・実際の支援場面では地元民生委員の同行・協力を得て実施しているので、制度について説明機会を持つ。	着実実施	
社会福祉分野別の生活支援サービス	5	福祉	-5.1 ファミリーサポートセンターの受託運営	全域	着実実施	・サービスニーズは横ばい。需要と供給のバランスは保たれている。協力会員のフォローアップ研修や会員間の交流会を開催し、より良いサービスの提供環境を整備する。在宅障害児支援者の育成研修も予定。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施		・活動依頼は昨年と同程度。6月にサポーター養成講座を開催し12名が新規登録し需要と供給のバランスは保たれている。 ・子育て支援機関として、必要な他機関情報の把握と連携を継続。 ・後期は協力会員研修や会員間交流会を開催し、より良いサービス提供環境を整備する。在宅障害児支援者の育成研修も予定。	着実実施			
			-5.2 介護機器貸出事業の実施	全域	着実実施	・制度対象外の方へのサービスとしてアセスメントに基づき適切に提供する。 ・機器のメンテナンス、在庫管理を定期的に行い適正に管理する。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施			・貸出が長期化及び件数が増加傾向の為、在庫不足となる場合が予測される。市内の事業所の情報提供なども併せて相談者の状況に合った適切なサービス提供を心がける。 ・機器のメンテナンス、在庫管理を定期的に行い適正に管理する。昨年度、ベッド1台、車いすを3台廃棄。	着実実施		
			-5.3 緊急訪問入浴サービスの実施	全域	廃止・休止	・在宅サービス利用者のニーズが単一の入浴サービスよりも送迎、食事、入浴サービスを受けられるデイサービスの利用に変わってきたことから、本会による訪問入浴事業は22年度末を一定の区切りとして廃止。	目標通り	減少	改善された	必要なし					・当初の方針通り事業終了とした。 ・訪問入浴車両については東日本大震災後の断水時期に給水・給湯設備を活用していたが上下水道復旧に伴い使用停止。7月末の車検満了に併せ廃車とした。	廃止・休止	
			-5.4 福祉車両貸出事業の運営	全域	着実実施	・通院や旅行等に活用できる車椅子乗用車両を最長3日間貸し出す。 ・貸出車両は1ヶ月毎の車両点検の他に専門業者への6ヶ月点検を適宜行なう。 ・貸出車両を原則禁煙とする。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施				・車椅子を使用しなければ外出が困難な方を対象に貸出ができていた。より有効に活用していただくために社協の広報媒体を利用し定期的なPRをしていく。 ・貸出車両の1ヶ月毎の車両点検に加え、今後は専門業者への6ヶ月点検を怠らないようにし、安全管理を徹底する。	着実実施	
			-5.5 一人暮らし高齢者交流事業	全域	着実実施	・会食サービスは現行体制を維持しつつ、地域のサロンへの参加をすすめる。次年度もボランティアや民生委員の協力を得て会食は年4回、遠足事業も年1回継続実施。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施				・会食は神栖地域では1回の参加者が30名程度で、新規利用者も10名程度増えている。送迎バスのある波崎地区では50名程度の参加がある。アンケートを実施したところ満足度が高く外出の機会としてうまく活用されている事が確認できた。 ・次年度も会食は年4回、遠足事業も年1回継続実施。	着実実施	・対象者の把握、事業内容の正確な説明ができるよう長寿介護課と連携しリスト共有化の検討に着手する。
テーマづくり	6	在宅福祉サービス	-6.1 居宅介護支援事業所の運営	全域	着実実施	・中立公正なケアマネジメント機関を目指し、職員研修と併せ適正な業務運営に努める。 ・社会資源整備状況から社協が居宅介護支援を行う必要性は低いが、現利用者の利益の確保という点からもミニマムサービスの維持として継続。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施		・定期的な研修・情報交換を実施し一人ひとりのケアマネジメント技術を高め、適正な業務運営に取り組み法令遵守に努めている。 ・例年同様に着実に実施し、独立採算できるよう努力をしていく。	着実実施	・増加する相談利用者に対応できるよう、各職員の資格取得及び確保の支援を進めタイムリーにケアマネ増員できる体制をとる。		
			-6.2 訪問介護事業所・障害者居宅介護事業所の運営	全域	着実実施	・市内ミニマムサービスとしての事業維持として運営。新規利用は断っている状況。現行体制が収支バランスからも事業所として最小規模の限界。 ・法令遵守の適正なサービス提供に加え、質向上のため定期研修及びカンファレンスを継続実施。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施			・昨年より最小規模での事業運営を継続。事業実績としては介護給付と予防給付の割合30%が逆転し生活援助によりシフトしているため収支状況は昨年より厳しい状況ではある。 ・定期研修実施による資質向上と法令遵守の適正な事業運営に努めている。	着実実施		
			-6.3 軽度生活援助事業の受託運営(ホームヘルプ)	全域	着実実施	・軽度生活支援事業は今後も市は継続実施予定。 ・利用者の変化は市担当者へ伝え介護保険制度へ繋げるなど、連携をとりながら、市受託事業として実施要項に則りサービス提供を着実に実施。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施				・受託事業として実施要項に則りサービス提供を着実に実施。 ・通常サービスはもとより、安定した在宅生活の継続のため利用者の変化や課題の発見機能を重要視し、必要に応じて担当課との連携を図っている。	着実実施	

<別紙1> 神栖市社会福祉協議会 事業評価検討項目進行管理表(計画実施2年次)

基本項目	重点項目	分類	事業名	実施地域	平成23年度					第1次グループ内評価結果	個票頁	事務局全体での2次評価結果		計画進行管理委員会での協議結果	
					方針	第3次地域福祉活動計画と22年度評価をふまえた具体的方向	達成度	必要性	効率性			広報実施	総合評価		検討内容・評価結果
必要とされる社会福祉分野別の生活支援システムづくり	在宅福祉サービス	-6.4	移動支援事業の受託運営(ホームヘルプ)	全域	着実実施	・利用者(利用量)の増減変化がなく、市内ミニマムサービスとしての事業規模で運営。 ・法令遵守の適正なサービス提供に加え、質的向上のため定期研修及びカンファレンスを継続実施。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・市内ミニマムサービスとしての事業規模で継続運営。 ・自立支援法改正に伴う移動支援事業から同行援護事業への移行については市担当課と連携を図りながら市の体制整備状況に応じて準備を行う。	着実実施		
		-6.5	通所介護事業の運営(介護保険制度)	神栖	着実実施	・指定管理事業者として安全配慮、善管注意義務を果たす適正な運営に努める。 ・利用率の減少、設備の老朽化等の課題もあるが、市へ利用状況を細かに報告し、次期指定事業の継続について方向性を明確にする。	目標通り	減少	問題なし	十分	着実実施	・東日本大震災の被害により福祉作業所施設が使用困難となり3月末からデイサービスセンターの一部を使用し仮運営を行っている。次期指定事業に向けて市への状況報告や協議を重ねてきたところであったが、作業所が修復するまでの間を含めた平成24年から25年の2年間は公募をせずに現指定管理者の社協を候補とする予定であるとの見解が市より出された。 ・上記状況下であることから、運営上の課題となっていた設備の老朽化や利用率の減少改善、また福祉作業所の施設一部使用からくる留意等の対応を市と協議を進め、次期指定管理事業者としての準備を後期行い、引き続き安全配慮、善管注意義務を果たす適正な運営に努める。	着実実施		
		-6.6	地域活動支援センターの運営(障害者自立支援法)	神栖	着実実施	・医療度の高い利用者の受入等課題はあるが、指定管理事業者として適正な運営に努める。 ・利用率は低いが、障害者支援事業としての必要性は高く、民間事業所の台頭を見据えた上で、次期指定事業の継続について方向性を明確にする。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・東日本大震災の被害により福祉作業所施設が使用困難となり3月末からデイサービスセンターの一部を使用し仮運営を行っている。次期指定事業に向けて市への状況報告や協議を重ねてきたところであったが、作業所が修復するまでの間を含めた平成24年から25年の2年間は公募をせずに現指定管理者の社協を候補とする予定であるとの見解が市より出された。 ・上記状況下であることから、運営上の課題となっていた設備の老朽化や利用率の減少改善、また福祉作業所の施設一部使用からくる留意等の対応を市と協議を進め、次期指定管理事業者としての準備を後期行い、引き続き安全配慮、善管注意義務を果たす適正な運営に努める。	着実実施		
		-6.7	生きがい支援通所事業の受託運営(介護予防・生活支援等事業)	神栖	着実実施	・利用者のADL変化により利用枠が介護保険制度へ切り替わるなどし、利用率は現時点では減少している。市受託事業として実施要項に則りサービス提供を着実に実施。 ・事業継続は通所介護事業の方向性による。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・東日本大震災の被害により福祉作業所施設が使用困難となり3月末からデイサービスセンターの一部を使用し仮運営を行っている。次期指定事業に向けて市への状況報告や協議を重ねてきたところであったが、作業所が修復するまでの間を含めた平成24年から25年の2年間は公募をせずに現指定管理者の社協を候補とする予定であるとの見解が市より出された。 ・上記状況下であることから、運営上の課題となっていた設備の老朽化や利用率の減少改善、また福祉作業所の施設一部使用からくる留意等の対応を市と協議を進め、次期指定管理事業者としての準備を後期行い、引き続き安全配慮、善管注意義務を果たす適正な運営に努める。	着実実施		
		-6.8	福祉作業所の運営	神栖	着実実施	・神栖市内の、雇用や社会参加が困難な在宅の障害者が通う作業所としての役割を担いながら、指定管理者として安全に配慮したサービス提供を実施。 ・平成25年度まで、指定管理事業として継続。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・神栖市内の雇用や、社会参加が困難な在宅の障害者が通う作業所としての役割を担いながら、指定管理者として安全に配慮したサービス提供が出来た。しかし、3月の震災により作業所建屋が被害に遭う。その為、市通所介護事業所の1室を借り、作業や行事等を縮小・変更しながら仮運営を行っている。	着実実施		
	7 協力機関への支援	-7.1	共同募金運動への協力	全域	着実実施	・茨城県共同募金会神栖市支会として実施。 ・行政区の協力の下実施している戸別募金は、封筒方式(H21~)、振込入金(H22~)など、各世帯や行政区の意向を踏まえ多様なスタイルを提案。 ・街頭募金用募金箱設置協力商店等の増強。	目標通り	減少	改善された	十分	着実実施	24	・戸別募金の目安額(1世帯500円)があることで、強制感が出ていたが、今年度より目安額をなくし世帯で協力できる金額を募金するスタイルに変更。 ・市内の施設・商店等60ヶ所に募金箱を設置し、市民が自由な金額を募金できるような仕組みに変更。今後も設置協力店を増やしていく。	着実実施	
		-7.2	県・県社協・職連協事業等への参加、協力	全域	着実実施	・現在県職連協役員として2名が参画。今後も必要に応じ県社協、職連協の事業に参加協力する。 ・本会主催の研修等で、広域を対象とすることがふさわしいものについては、県社協等を通じ県全域に周知、参加協力要請を行っていく。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・東日本大震災の被災社協復興支援(いわき市災害救援ボランティアセンターへの職員派遣)で職員2名派遣。 ・関連事業には今後も必要に応じ参加協力していくが、ただ参加するだけでなく主体的に参画し、他の参加者の模範となるように活動する。	着実実施	・岩手宮城福島への復興支援について、引き続き県社協、社会福祉士会等を通じて可能な限り職員派遣による支援を継続していく。	
		-7.3	福祉関係団体の自主運営の側面的支援	全域	要見直し	・シニアクラブ連合会、身体障害者福祉協議会、遺族会、母子福祉会の事業運営の側面的支援。 ・特にシニア、身障協は事業の多さ、会員の高齢化等と事務支援体制に不均衡が生じている。団体長会議での各団体の自立に向けた確認が必要。	目標通り	不変	問題あり	必要なし	着実実施	25	・社協が会計を預かっているシニア、身障協、遺族会については8月に団体長会議を開催。起案、経理伝票など決裁区分が事務局長から団体会長へ変更されたが、事務処理に従事する時間は依然多く負担が大きい。 ・自主運営を基本とし、側面的支援を検討していく。	着実実施	
	市民活動・当事者活動の応援		全域	着実実施	・交流サロンを拠点とした市民活動団体、グループ同士が繋がりをあえるための連携支援 ・「テーマ別地域活動」を軸にした目的別コミュニティづくりの応援 ・活動支援を通じた課題の社会化と連携支援	目標通り	不変	問題あり	十分	着実実施	・活動や情報の拠点として、震災救援時や震災後に生まれた新しい市民活動も取り入れたさらなる繋がりがつくりは今後の課題。 ・福祉課題を広く周知するための広報と、そこへ担い手として関わる人材を育てるための講座・福祉教育、担い手として実際に活動している人達への側面支援という3つの視点を持ち着実に実施していく。	着実実施	・活動や交流等の機会、積極的な広報など、活動継続に繋がる環境づくりに取り組んでいく。		
	市民活動・当事者活動の応援	1.市民活動団体、グループ同士が繋がりをあえるための連携支援		全域	着実実施	・市民活動やボランティア活動支援として相談、調整機能を発揮し、既存の活動団体間の交流や助成金等による側面的支援を継続実施。また新規ボランティア養成や住民参加型在宅福祉サービスの運営、災害ボランティアセンターの整備を推進。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・3~5月にかけての災害ボランティアセンター運営を通して、新規ボランティア登録や他の支援グループとの連携は促進された。この新しい繋がりが包括し、活動と情報の拠点としての機能を継続。 ・震災の影響で縮小した財政のなかで、市民活動の支援・啓発の手段をさらに工夫し、市民活動ニーズに応えていく。	着実実施		
-1.1		交流サロンの運営、ボランティア相談と支援	全域	着実実施	・交流サロンはボランティア情報の収集や発信が出来る拠点機能として充実をはかる。 ・新規ボランティア発掘と合わせ既存ボランティア支援を推進。調整と交流事業を通じ、ボランティアグループや市民団体が連携できる機会を提供。	目標通り	不変	改善された	十分	着実実施	・ボランティア活動と情報拠点としての交流サロン機能を維持。 ・既存ボランティアについては活動費助成に代わる支援の強化。特に、ボランティアセンターマガジン発行に伴う広報紙面拡大により、ボランティア活動内容をより詳しく掘り下げた情報発信に努める。	着実実施			
-1.2		福祉活動基金の運用	全域	要見直し	・助成財源の確保と時代に合わせた助成のあり方を福祉活動基金管理運営委員会で検討する。 ・現行の設置要項を改正し、基金額見直しや取崩条項追加を行った上で「基金設置規程」としてまとめる作業を活動計画期間に実施。	目標通り	不変	改善された	十分	着実実施	26	・助成規模を縮小改正することで事業継続性を確保できたので、今後も市民活動支援のための助成制度として維持・継続していく。 ・「適正な基金の維持の仕方」についての検討は、法人全体の中長期的な財政状況を見据えて方針を決定する。検討にあたっては市とも事前協議を充分に行った上で、理事会等でも慎重に審議する。	着実実施		

<別紙1> 神栖市社会福祉協議会 事業評価検討項目進行管理表(計画実施2年次)

基本項目	重点項目	分類	事業名	実施地域	平成23年度					第1次グループ内評価結果	個票頁	事務局全体での2次評価結果		計画進行管理委員会での協議結果		
					方針	第3次地域福祉活動計画と22年度評価をふまえた具体的方向	達成度	必要性	効率性			広報実施	総合評価		検討内容・評価結果	次年度方針
市 民 活 動 ・ 当 事 者 活 動 の 応 援	1 市 民 活 動 団 体 、 グ ル ー プ 同 士 が 繋 が り あ え る た め の 連 携 支 援	-1.3	ボランティア・市民活動グループの交流	全域	着実実施	・ボランティアの活動目的ごとのフォローアップ研修や年1回のボランティア集会の開催により、ボランティア同士の情報交換や交流を行う。またホームページや広報紙を活用し活動のPRを随時行う。	目標以下	不変	問題なし	十分	着実実施	27	・広報等による活動紹介や情報提供は継続。 ・ボランティア集会は新規ボランティアの参加が少なく、既存ボランティア同士の情報交換も今はそれほど求められていない。そのため、ボランティア活動の質の高まりにつながるような取り組みを企画・検討し、方向性を変えていく必要がある。	着実実施		
		-1.4	ふれ愛フェスティバルの開催	全域	要見直し	・当初の目的は達成。次年度開催について内部検討及びボランティアセンター運営委員会等で今後のイベントのあり方について検討する。 ・事業の目的を再確認し、今後のあり方、目的を継承できる他手段について等十分な検討が必要。	目標以下	減少	問題あり	必要なし	要見直し	27	・過去20回を開催し福祉イベントの目的は達成。22年度に開催した協力ボランティアとの意見交換会の意見もふまえ継続検討としていたが、震災により検討が中断し事業費の確保も困難となった。23年度は開催中止としたが、今後はボランティアセンター運営委員会等で改めて検討する。	要見直し		
		-1.5	神栖市社協会長顕彰の実施	全域	着実実施	・各機関と連携しつつ、社会福祉事業の功労者及び社会福祉活動に関しての功績顕著な個人またはグループに対して顕彰していく。 ・顕彰するとともに、広く周知する。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施			・福祉感謝会を2月に開催し、その中で各機関から推薦のあった個人・団体を顕彰、広報紙・ホームページで周知する予定。	着実実施	
		-1.6	福祉感謝会の開催	全域		・21年度、22年度と、映画上映と併せ単独開催し好評をいただいた。今後も顕彰はその年度毎に、最も効果的に周知できる形態で実施したいが、社協全体の年間事業調整(数・時期)も必要だ。	目標以上	不変	問題なし	十分	着実実施			・保健福祉会館で2月実施予定。「大震災前後で地域住民の福祉意識はどう変わったか」をテーマとするシンポジウムをメインに企画。 ・ボランティア集会和開催時期が重複するので、別開催せず、ボランティア集会の要素もこの感謝会に盛り込めるよう検討。	着実実施	
		-1.7	福祉専門講座・ボランティア養成講座開催	全域	着実実施	・新規ボランティア発掘と既存のボランティアのスキルアップのきっかけとなる講座を開催。 ・「ボランティア=難しい事、特別なことをする人」のイメージチェンジをはかり、新規人材発掘に力を入れる年間通じた講座の開催を実施予定。	目標以下	不変	問題あり	十分	着実実施	28		・前期は震災の影響で十分に実施できなかった。後期から次年度にかけ講座開催の計画を立て直し、新しいボランティアニーズを創り出すための講座を企画する。 ・災害ボランティア講座(集い)と夏のボランティア講座は内容を精査し、計画的に実施する。	積極的実施	
		-1.8	住民参加型在宅福祉サービス「ういるかみす」の運営	全域	着実実施	・協力会員養成講座の計画的実施 ・協力会員定例会を利用した交流会、フォローアップ研修を行い、引き続きサービスの質の向上を図る。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施			・前期一時的に神栖地区での利用ニーズが増加したが、現在のサービスの需給バランスは取れている。 ・利用希望は緩やかだが増加傾向にあり、新規協力会員発掘は継続して実施が必要。後期に協力会員養成講座開催とフォローアップ研修を行い、サービスの質の向上も含め着実に実施していく。	着実実施	
		-1.9	側面的な応援態勢の整備	全域	着実実施	・一定の活動経験をもつ団体への支援は、グループの課題に応じた個別支援を中心した、活動の充実やレベルアップに向けた側面的支援を行う。 ・新規ボランティア活動支援及び新規グループ立ち上げ支援を充実する。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施			・既存のボランティア団体や個人ボランティアへの活動希望に合わせた活動相談や情報提供、市及び県のサークル助成等の継続支援を実施。ボランティアセンターマガジンを発行することで情報の発信を充実した。	着実実施	
		-1.10	新しい活動家の開拓	全域	積極的実施	・市民が取り組みたい活動分野に柔軟に対応し、ボランティアの裾野を広げてゆく。 ・ボランティアを始めるきっかけにつながる企画を考え、年代別のボランティアパンフレットの作成とホームページの見直しを実施。	目標通り	不変	問題あり	不十分	着実実施	29		・新規発足した「空飛ぶ車いすin神栖」や災害ボランティア登録された新しい活動家への支援、また社協との繋がりを今後も保っていく。 ・今必要とされている活動を把握、企画し、ボランティアセンターマガジンを有効に使用して、ボランティア活動の情報や内容を紹介し新しい活動家の開拓に繋げる。	着実実施	
		-1.11	災害時対応を想定したネットワークの構築	全域	着実実施	・行政と社協の連携体制確認と毎年1回マニュアルの点検、見直しを実施。防災ボランティア養成と災害ボランティアグループづくり、情報交換や学習会を年1回程度継続実施。既存のボランティア団体も含めたネットワーク作りを進めてゆく。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施			・東日本大震災時には、マニュアルに基づき混乱無く災害ボランティアセンター設置運営ができた。マニュアルは以後も定期的に点検。 ・災害VC運営を通じて出来た関係機関とのネットワークは今後も維持。また災害ボランティアに対しては学習会や情報交換会を年1回以上は継続するとともに既存団体とのネットワーク作りを進める。	着実実施	・今回の反省からマニュアルはプロジェクトチームで見直しを図り、引き続き年1回以上のシミュレーション訓練を定期実施する。
		2.目的別コミュニティづくりの応援		全域	積極的実施	・様々な「テーマ別地域活動主体」の誕生を応援する。また活動主体間のネットワークを構築し、「新たな支え合い」創設をめざす。福祉教育出前講座は小・中学校を中心に、ボランティアの参画のもと、世代を超えた活動主体の醸成をめざす。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施			・地区サロンづくり、福祉教育の展開を基盤として、その担い手同士が繋がりを築きあえる仕組みをつくっていく。 ・「企画」「募集」「実施」の全てを社協が一から用意するのではなく、既存の活動家、団体等の活動状況をできるだけ把握し、必要に応じて本会事業への参画や共同事業実施など、効率的な展開方法を考える。	着実実施	
		2 目 的 別 コ ミ ュ ニ テ ィ	-2.1	わくわくサロンづくりの積極的展開	全域	積極的実施	・モデル地域を設定して立ち上げ支援。 ・サロンボランティアからの相談や情報交換会、視察研修等の要望について側面的支援を継続。 ・地域の公民館を会場とした「サロンづくり講座」開催など、積極的に展開する。	目標以下	不変	問題なし	十分	着実実施	30		・新規サロン設置には至らず。既存サロン間の交流会等サロン運営に関する側面支援と活動PRについては着実に実施。今後も継続する。 ・新規サロン設立に向けては、活動リーダーの発掘、新規設立に向けた具体的な説明と支援、リーダー達のモチベーションを高める研修や情報交換などを段階的に用意し、戦略的に実施する。	積極的実施
-2.2	福祉教育出前講座の推進	全域	積極的実施	・現行の画一的な体験プログラムを見直すとともに、年齢層等に応じた柔軟なプログラムを整備。 ・地域に根差したサポーター確保。 ・ボランティアの手で展開していけるシステムを構築。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	31		・今後は「当事者との交流」を軸に体験メニューを開発し、依頼者に助言していけるようにする。 ・出前講座を「学校や企業等と地域住民が繋がりを築きあえる機会」と捉え必要に応じて新しい繋がりをアシスト(社協の本来機能)できるよう、まず社協が地域の様々な人材と繋がっておくことが必要。	着実実施			

<別紙1> 神栖市社会福祉協議会 事業評価検討項目進行管理表（計画実施2年次）

基本項目	重点項目	分類	事業名	実施地域	平成23年度		第1次グループ内評価結果					事務局全体での2次評価結果		計画進行管理委員会での協議結果
					方針	第3次地域福祉活動計画と22年度評価をふまえた具体的方向	達成度	必要性	効率性	広報実施	総合評価	個票頁	検討内容・評価結果	
市民活動・当事者活動の応援	3. 当事者グループ活動の支援	3	当事者グループ活動の支援	全域	着実実施	・既存の福祉課題を抱える当事者グループの支援はこれまで通り継続。 ・少数派の福祉課題を抱える当事者の発掘とニーズの把握をしていく。 ・啓発を通じ課題の社会化等、積極的に展開する。	目標通り	不変	問題なし	不十分	着実実施	・既存の福祉課題を抱える当事者グループ支援は継続。 ・既存グループの広報紙等での啓発は不十分。今後は社協の広報と併せ、当事者自身が自ら情報発信者となるような普及啓発に取り組む。 ・解決に結びつくことができない相談や課題を日々の相談援助のなかでニーズ把握に努め、必要な分野のグループ化をはかる。	着実実施	
			-3.1 当事者グループの組織化活動支援	全域	着実実施	・高齢者介護者の会・精神障害者家族の集い・高次脳機能障害者家族の会等の活動支援を継続し、更には市内で活動する当事者グループ間のネットワークを構築する。 ・発達障害者親の会は22年度から独立	目標通り	不変	問題なし	不十分	着実実施	・既存の当事者グループ支援は継続支援。グループが主体的に運営がなされるよう側面的支援を継続。グループ間のネットワーク構築については、各グループの課題検討、勉強会などを通じ、サポートしていく。 ・相談業務の中で、ニーズ把握と課題発見とグループ化を支援する。	着実実施	
			-3.2 新しいつながりづくりと課題の社会化、組織の社会化	全域	着実実施	・少数派の生活課題に対して喚起・啓発していく。 ・同じ立場の者が集う機会づくりを積極的に行う。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・相談窓口寄せられる生活課題、相談機関間ネットワークの中から見えてくる解決の難しい少数ニーズを整理し、地域ネットワーク勉強会等で取り上げ広く市民の理解を求める活動を継続。 ・不登校の親の会等自主グループの実態や、支援団体の活動を把握しお互いに顔が見えて他機関とつながれる足がかりをつくる。	着実実施	
			-3.3 社協以外の支援者の開拓	全域	着実実施	・地域ネットワーク勉強会を活用して精神障害などに関する市民の理解を増やす取り組みを継続する一方で会を継続するなかで、支援者を開拓できる取り組みを模索していく。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・地域ネットワーク勉強会、社協ニュースで定期的に精神障害・発達障害をテーマに取り上げ、理解者を増やす取り組みを継続している。 ・他のニーズについても、自由参加の勉強会などで理解と協力を広く呼びかけ、同じ気持ちを持つ方達が集う機会づくりを行う。	着実実施	
専門職集団としての事務局強化			全域	着実実施	社協でなければ取り組めない分野へコミットしていくため、福祉専門職で構成された機動力ある中立性を最重要視する精鋭組織へと変化していく。 ・職員レベル、組織レベルの両側面から具体的な充実・強化に努めていく。	目標通り	不変	改善された	必要なし	着実実施	・事務局体制については再構築がおおむね完了。正規職員の給与体系も一部見直しを図ることができた。 ・福祉専門職で構成された機動力ある中立性を最重要視する精鋭組織を目指すため、職員レベル、組織レベルの両側面から今後も努力を継続する。	着実実施	・2次評価結果に基づき着実に実施する。	
専門職集団としての事務局強化	1	職員意識の向上	職員意識の向上	全域	積極的実施	・「神栖市民に雇われた福祉専門職」としての自覚と責任感のもと、社協ソーシャルワーカーとして持つべき判断力、想像力、実践力を、職員個人・事務局組織ともに強化していく努力を継続する。	目標以上	増大	問題なし	必要なし	着実実施	・「給与等に関する規程」を改正。神栖市社協正規職員は社会福祉士有資格者を標準職員とし、資格の有無に応じて昇給、賞与に差異を設けた。 ・上記国家資格は社協正規職員として最低限取得すべきものであり、住民から必要とされる、福祉専門機関であるための努力を継続する。	着実実施	
			-1.1 社会福祉士国家資格取得者の増強	全域	着実実施	・正職員のうち少なくとも15名の取得を、25年度までに達成。現行の「自主研修助成要項」に替わる新たな研修制度を検討。 ・既取得者が知識、技術向上に向けた努力を促すための、組織としての支援体制づくりを検討。	目標以下	増大	問題あり	必要なし	着実実施	・現時点で8名取得済、平成24年1月受験予定者は3名。 ・資格取得助成については、第3次計画での目標値と今後の資格取得見込みを勘案して、助成終了時期を検討する。	着実実施	・資格取得助成については第3次地域福祉活動計画通り、当該計画期間の25年度末をもって終了とする。
			-1.2 精神保健福祉士国家資格取得の奨励	全域	着実実施	・26年度までに、10名の有資格者を確保する。 ・5名が取得。社会福祉士資格を保持した者に対しては、引き続き自主研修助成制度により、資格取得を奨励するしくみをあと数年は継続させたい。	目標通り	増大	問題なし	必要なし	着実実施	・現時点で6名取得済、平成24年1月受験予定者は2名。 ・平成24年度より資格取得にかかるカリキュラムが変更され、現場実習の時間が大幅に伸び、当該職員の職場不在日数増加が見込まれるが、引き続き精神保健福祉士有資格者の通信課程受講を推奨する。	着実実施	
			-1.3 給与体系の見直し	全域	着実実施	・正職員については福祉系国家資格の有無に応じた給与、昇給形態のあり方について検討を継続。 ・常勤、非常勤職員は、事業運営に必要な職種・実務経験等保有者を継続的に雇用できる処遇体系を維持し、予算の範囲内でその拡充策を検討。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・事務局職員給与と規程を一部改正。今後も正規職員については福祉系国家資格の有無に応じた給与体系について検討を継続。 ・指定管理期間更新に際し、常勤、非常勤職員の給与体系についても検討。	着実実施	
			-1.4 神栖市社協職員倫理綱領の作成	全域	着実実施	・事務局内の社会福祉士・精神保健福祉士を中心に、計画初年度（22年度）に完成させる。 ・地域福祉活動計画進行管理委員会の進捗状況と併せ、同委員会担当職員を中心としたプロジェクトチームにより倫理綱領を作成する。	目標以下	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・平成23年5月に全社協地域福祉推進委員会が策定した「社協職員行動原則 私たちがめざす職員像」と、基本的な方向に相違はないため、これをふまえ、神栖市社協独自の倫理綱領作成を検討する。	着実実施	
			-1.5 職員育成・労務管理の充実	全域		・適切な労務管理とともに、人材をより活性化するために人事管理体制を強化。 ・各職員の専門性、技量にもとづく人事評価の仕組みと、それに連動した処遇の仕組みづくりに取り組む。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・人事管理（労働時間・雇用・賃金・安全衛生・教育）と労使関係管理（労使協定・福利厚生）を適切に行っていく。 ・住民から必要とされる組織を目指し専門性や技術の向上と評価に伴う処遇の体系化を今後も目指していく。	着実実施	・社会福祉士実習指導者を増員する。「市内出身者のみ受付」を無くし、本会での実習を希望する全ての学生を応援する体制をとる。
			-1.6 事業評価検討の充実	全域		・事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した運営を行う。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・日々の業務の中で総括、改善のはかれる事業と、半期を振り返るなかで課題を整理すべき事業とを区分し、効果的で効率的な評価検討を進める。 ・事業の一面だけを捉えず、法人全体における必要度、緊急性を踏まえた検証を、担当レベルから実施する。	着実実施	・HPを通じた市民・各種団体等への情報公開を徹底する。

<別紙1> 神栖市社会福祉協議会 事業評価検討項目進行管理表(計画実施2年次)

基本項目	重点項目	分類	事業名	実施地域	平成23年度		第1次グループ内評価結果					事務局全体での2次評価結果		計画進行管理委員会での協議結果
					方針	第3次地域福祉活動計画と22年度評価をふまえた具体的方向	達成度	必要性	効率性	広報実施	総合評価	個票頁	検討内容・評価結果	
専門職集団	2.組織機構の再編		全域	着実実施	・福祉専門職で構成された機動力ある、中立性を最重要視する精鋭組織へと変化。 ・職員力も含めた「まちづくりグループ」の事業展開レベルの向上度合いに応じて、よりその機能を発揮できる体制に整える。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・事務局組織の再構築はおおむね完了。今後は各部門の個々の職員の力量向上と、組織力を高めることによる問題解決機能強化に注力。 ・センターごとの業務量と職員配置に不均衡がないか検証する。特に、増加する生活相談への対応は事務局全体の課題である。	着実実施	・「市民のための福祉」を最大限発揮できる事務局体制を、今後も充実強化する。	
	2	-2.1 事務局体制の再構築	全域	着実実施	・「市民のための福祉総合相談及び活動支援部門」は一本化するとともに専門職のみで構成し、他の社会資源とその位置づけを明確に区分。 ・分掌業務量の検証と並行して、担当職員の意識変容を促す。	目標通り	不変	改善された	必要なし	着実実施	・23年9月より地域福祉推進部門(本・支所)とサービス提供部門に区分。事務局体制はその位置づけをシンプルかつ明確化した。 ・年度初めは震災対応に追われたこともあり、地域福祉推進部門は日常の相談対応と既存事業の維持・継続のみに止まり、新たなニーズへの対応や新規事業開発などは次年度以降の課題となっている。	着実実施		
		-2.2 サービス提供部門の一元化	全域	着実実施	・本会が担うべきサービス量の範囲を見極めながら、その収益の範囲内で、正規職員の配置割合を徐々に削減していくが、すでに事業継続に必要な最低限の職員体制となっている部門もある。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・組織機構だけでなく事務所も、地域福祉推進部門と在宅福祉サービス提供部門を分離した。 ・どの部門においても、安定経営をはかりつつ、ミニマムサービスを提供していく。	着実実施		
		-2.3 支所機能の整理	全域	着実実施	・地域事情等により支所で実施するものを除き、直接サービスや事業は全て本所が担う体制を整え、支所は相談及び地域生活支援業務に特化。 ・事業を精査し、移行できる機能や業務は本所へ集約していく。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・支所で実施していた業務を本所へ移行することで、支所の業務や職員の配置を含めスリム化してきた。今後も業務の一部(福祉団体・生活支援・相談業務など)を残し適正な業務と職員の配置をしていく。	着実実施		
		-2.4 理事・評議員体制	全域	着実実施	・役員の責務を明確化し、法人としての協議・意志決定を行う機関としての機能を、今後も維持していく。事業報告や定例会議資料等の他にも、各役員が様々な課題についてその都度適正な判断が出来るよう、必要な情報提供に努める。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・引き続き、法人としての協議・意志決定を行うため、事業報告や定例会議資料等の他にも、各役員が様々な課題についてその都度適正な判断が出来るよう、必要な情報提供に努める。 ・任期満了に伴う交替手続(役員:12月、評議員:3月)を遅滞なく実施。	着実実施		
	と3委員会の活動の事務局強化	-3.1 ボランティアセンター運営委員会	全域	着実実施	・地域のより幅広い立場の団体や地域住民が参画できる場として、委員会を年3回実施。 ・ボランティアセンターの運営について、時代に合ったニーズや様々な住民の意見を集約し、ボランティア活動支援の取り組みについて検討する。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・ボランティアセンターの運営について、様々な住民の意見を聴く場として運営委員会を年3回実施し、ボランティア活動支援のための取り組み、またボランティア活動をPRするための取り組み(福祉イベント等)について検討していく。	着実実施		
		-3.2 福祉活動基金管理運営委員会	全域	着実実施	・福祉活動基金を中立公正に運営するための福祉活動基金管理運営委員会を年2回実施 ・福祉活動基金運営要項に基づいて次年度の運用案について検討予定。	目標通り	不変	改善された	十分	着実実施	・第1回委員会で助成項目、助成金額の減額、助成期間の短縮について助成運用基準の改正を実施。23年度より改正後の基準に基づいた助成審査を実施した。今後も定例開催していく。 ・助成財源の減少を考慮し、寄付金収入の助成財源としての活用や社協事業費としての有効活用について提案した。	着実実施		
		-3.3 生活福祉資金調査委員会	全域	着実実施	・公益性の高い事業を中立公正に運営するための委員会として組織しているが、昨年度の制度の改正により、生活福祉資金貸付の諮問機関としての機能はなくなっており、資金貸付事務の報告機会としての開催となっている。	目標通り	減少	問題なし	必要なし	要見直し	・後期に第1回目の会議を開催予定。 ・21年度の資金制度改正により、貸付申請の審査における市町村社協生活福祉資金調査委員会の設置義務は無くなっている。貸付や償還状況の報告は理事会でも可能。本委員会を、委員会組織として維持継続していくことの必要性を検討する時期にある。	要見直し	・他の市町村社協や県社協等との情報交換を進め、より効率化の図れる方向に変更していく。	
		-3.4 地域福祉活動計画進行管理委員会	全域	着実実施	・活動計画の進捗状況及び達成度合いを評価検討するための委員会を組織し、課題整理を行う。 ・今年度の事務局内部での事業評価検討を経た上で、会議を招集し、委員会での検討結果は直近の理事会に報告する。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・活動計画に掲げた実施項目の進捗状況及び達成度合いを評価検討し、課題整理するための委員会として、今後も定例開催する。	着実実施		
		-3.5 神栖社協地域福祉推進員会議の開催	全域	着実実施	・地域福祉推進員(行政委員)と社協との関係は維持継続するが、推進員会議開催数減も含め、行政区の負担は出来るだけ軽減する方向で実施。また会費や共同募金の募集に関しては、多様な協力形態を提案できるよう準備。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・社協と行政区が繋がる会議として今後も継続するが、行政委員の負担軽減の観点から会議の開催は必要最低限の開催にしていく。 ・会議を簡素化する分、行政区への情報提供は充実させ、出来るだけ早めに周知を完了させる必要がある。社協事業や収入支出の状況なども含め、わかりやすい資料を準備する。	着実実施		
制組の充管実理体	-4.1 利用者権利保護の確立	全域	着実実施	・相談・苦情受付担当者、解決責任者、第三者委員を整備し、利用者の権利擁護体制を確立する。 ・各職員が福祉専門職として利用者権利擁護の観点をもって業務にあたり、事業所としての権利保護・苦情解決体制については適正に周知する。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・本会としての利用者権利保護、苦情解決体制については維持継続。 ・福祉の対象者に関わる他機関、地域住民に対しても周知。	着実実施			
	-4.2 情報公開の充実	全域	積極的実施	・ボランティアインフォメーションを独立させ、より詳しい事業紹介・報告等を掲載。 ・当事者組織やボランティア、市民活動の様子を丁寧に伝えられる広報を目指し媒体を工夫。 ・社協パンフレット配布を新聞折込方式へ変更。	目標通り	増大	改善された	積極的実施	32	・「ボランティアセンターマガジン」を8月に創刊。 ・「かみす社協ニュース」は、本会事業のみを紹介するのではなく、他の機関・その機能についても住民に伝え、必要な人が必要な支援にたどり着けるような役割を果たしていく。 ・後期に社協ホームページのリニューアルを実施。	積極的実施	・可能な限りタイムリーに市民活動・社協活動を公開し、市民に社協内容についての理解を深めてもらう努力を継続する。		

<別紙1> 神栖市社会福祉協議会 事業評価検討項目進行管理表（計画実施2年次）

基本項目	重点項目	分類	事業名	実施地域	平成23年度		第1次グループ内評価結果					個票頁	事務局全体での2次評価結果		計画進行管理委員会での協議結果					
					方針	第3次地域福祉活動計画と22年度評価をふまえた具体的方向	達成度	必要性	効率性	広報実施	総合評価		検討内容・評価結果	次年度方針						
専門職集団としての事務局強化	4 制組の織 充管 実理 体	-4.3	個人情報保護の徹底	全域	着実実施	・コンピュータ情報システムのセキュリティを強化し、漏洩を防ぎ、安全なデータ管理に努める。 ・事務局職員に対しては、印刷物紛失やデータ外部持出等による個人情報流出の防止等、職員各自が自覚し行動できるよう徹底する。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・コンピュータ情報システムのセキュリティは定期メンテナンス等を通じ安全なデータ管理に努める。 ・職員レベルでの適正な個人情報管理についても引き続き徹底する。 ・大規模停電時等に必要な情報を取り出せるシステムの構築。	着実実施							
						・手順書等により業務内容を明確にし事故予防に努める。大規模災害発生時の行動マニュアルに基づき、災害時であっても社協の役割を果たす。衛生管理者、契約産業医による職員の健康管理を継続的に実施。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施				・業務マニュアルに基づいた対応や行動を今後も継続していく。 ・職員個々の理解を深める研修を定期的実施していく。 ・職員の健康管理については、産業医と協働し進めていく。	・後期にコンプライアンス（法令遵守）規程の整備についての検討を開始する。				
		-4.4	リスクマネジメントの強化	全域	着実実施	・組織としてのダウンサイジングを目指す一方で、公費と『住民参加』に支えられた公共性の高い民間福祉団体として、適正な自主財源の規模、公費のあり方を明らかにし、かつその使われ方を明解に開示する。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・震災の影響から市財政も変革を余儀なくされている。社協としても不要な経費を見極め、自主財源確保や基金の取崩しを含めた中長期的な資金見通しを立てることが必要となる。 ・指定管理料等も含め、確保した財源が有効かつ適正に使用されたか、内部での事業評価と合わせ、対外的にも明確に開示していく。	着実実施							
	5 適正な財源措置		-5.1	専門職配置を要する市事業の積極的受託	全域	着実実施	・福祉に関する相談援助を中心とする市事業へは積極的に関わり、受託や協働により、市民の福祉ニーズの総合相談窓口機能を強化するとともに、対価としての安定的な財源確保を目指す。 ・「社会福祉法人運営費助成金」からの脱却。	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・行政にとって委託に値する専門機関であるよう、また、必置条件に対応できるよう正規職員の社会福祉士・精神保健福祉士資格取得を引き続き奨励していく。また、その受託金によって社協助成金の計画的減額をはかれるよう努力する。	着実実施						
							-5.2	指定管理事業、介護保険事業での独立採算確保	全域	着実実施	・指定管理事業は安全かつ安定した事業継続を確保しつつ、剰余金は社会福祉事業へ繰り入れ、市補助金と併せて有効活用。介護保険事業は想定収益にあわせ独立採算運営を基本とするが、実施規模とのバランス見極めが必要。	目標通り	不変	問題あり	十分	着実実施	・指定管理事業については引き続き、安定した経営を図り、収益については社会福祉事業へ繰り入れ活用する。 ・介護保険事業は、ミニマムサービスの提供を継続しつつ、損益分岐点をふまえ、サービス提供数(収入)、コスト管理を徹底していく必要がある。	着実実施		
							-5.3	社協会費、共同募金配分金の有効活用	全域	着実実施	・地域福祉向上に向けた様々な事業実施により市民へ還元。特に社協にしかできない先駆的事业へ積極的に投入。またその用途は常に明確にし広くPRすることで社協への理解者や協力者を増やし、財源の安定的、継続的な確保を目指す。	目標通り	不変	問題あり	十分	着実実施	・社協会費については減収。また共同募金配分金は来年度以降の減少が予測されるが、市民からの貴重な浄財を地域福祉向上に向けた事業実施により市民福祉に還元することに今後も変わりはない。 ・今後も情報発信を継続し社協の理解者を増やすと共に、個々の事業を常に評価点検し、浄財に見合った事業展開を継続する。	着実実施	・大多数の健康で元気な市民が会員になりたくなるような企画を積極的に展開し理解を深めてもらう努力を継続する。	
							-5.4	会員会費制の充実	全域	積極的実施	・会員数増加をめざし、加入のご案内と、会費の使われ方に関する広報をさらに充実させる。 ・戸別徴収（一般、特別）、ダイレクトメール（法人）以外に、幅広い加入スタイル、加入しやすい形態が提案できるよう検討する。	目標通り	不変	問題あり	不十分	積極的実施	33	・未だ行政区による戸別依頼が中心で、実績も減収傾向。行政区の負担を減らす努力を続けながら、今後も協力を依頼していく。 ・加入しやすい会員形態や会費納入方法については継続して検討。HPや社協ニュースでの広報はこれまで以上に充実させ、社協理解者をふやす取り組みと合わせ積極的に実施していく。	積極的実施	
							-5.5	善意銀行の運営	全域	着実実施	・預託者、預託金品の広報（PR）と適正な払出。 ・一般寄付金はこれまで全額を福祉活動基金の原資としてきたが、今後は直接当年度の助成財源として活用できるよう転換を図る。	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	34	・半期は東日本大震災義援金(指定寄付)が急増。一般寄付金は減少。 ・寄付金収入を、社協の先駆的事业展開のための財源としてとらえ、寄付の機会をできるだけ多くしていくとともに、具体的な活用の仕方を広く周知していくことで「自分の善意が神栖の福祉に還元される仕組み」に多くの市民の参加をもらえるよう努力する。	着実実施	・市民活動を応援する財源のひとつとしても、寄付金収入を有効に活用していく。